

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子として、ミヤコカナヘビ等の卵及びシマキンレイカ等の種子を追加すること。

（第二条関係）

二 法第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、ケナガネズミ等を追加すること。

（別表第一関係）

三 法第四条第五項の政令で定める特定国内希少野生動植物種として、ヤクシマリンドウ等を追加すること。

（別表第三関係）

四 この政令は、平成二十八年三月十五日から施行すること。